

議案提出について

議案「民法改正を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成22年3月24日

金沢市議会議長 高村 佳伸 様

提出者

金沢市議会議員

苗代 明彦
森 一敏
森 尾嘉昭
増 江啓前
安 達義
井 沢武

〃
〃
〃
〃
〃

議会議案第5号

民法改正を求める意見書

現行の民法が、夫婦同姓を強制し、婚外子の法定相続分を差別的に規定していることは、日本国憲法の基本的人権や法の下での平等に明らかに反している。

我が国は、男女の完全な平等を求める「女子差別撤廃条約」、児童の人権の尊重及び確保を求める「児童の権利条約」を既に批准している。また、法務大臣の諮問機関である法制審議会は、1996年に選択的夫婦別姓制度の導入などを盛り込んだ「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申した。法的に同姓を強制しているのは日本だけであり、国連の女子差別撤廃委員会が是正勧告を行うなど、我が国政府の対応は、国際的に立ちおけてきた。

しかし、ようやく本年2月に、法務省が選択的夫婦別姓制度の導入を初めとする民法改正案の概要を提示したことは、民法改正に向けての大きな前進であり、早期の実現が待ち望まれるところである。

よって、国におかれては、日本国憲法の趣旨を踏まえ、早急に民法改正案を国会に提出されるよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。